



委託契約書（案）

1 委託業務名 熊本市届出ナビシステム開発業務委託

2 履行場所 熊本市中央区手取本町1番1号 外

3 履行期間 自 契約締結日

至 令和2年(2020年)3月31日

4 委託料の額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)

5 業務内容 仕様書のとおり

6 契約保証金

上記委託業務について、委託者 熊本市 と受託者 _____ とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年(年) 月 日

委託者 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長 大西 一史

印

受託者

印

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、この契約の目的物(以下「成果物」という。)を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 全ての手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限ることとする。
- 4 業務遂行にあたり使用する言語は、日本語に限ることとする。
- 5 業務に係る訴訟及び調停(第36条の規定に基づき、委託者受託者協議の上選定される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、熊本地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第1条の2 この契約書に定める指示、請求、通知、承認、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(法令の遵守)

- 第2条 受託者は、業務に関係する法令及び規程を遵守しなければならない。
- 2 受託者は、特に熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティポリシー(基本方針及び対策基準)特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)及び具体的な手順を定めた情報セキュリティ対策実施手順を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、受託者の管理の下で業務に従事する者に対して、第1項及び前項の法令及び規程を遵守させるために必要な措置を講ずる。

(プロジェクト計画書)

- 第3条 受託者は、業務を行う上で必要がある場合には、仕様書に従い、業務の実施に先立ってプロジェクト計画書を作成し、業務着手の時期までに委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 受託者は、前項に基づき提出したプロジェクト計画書の内容を変更する場合は、事前に委託者の承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 受託者は、業務によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡若しくは継承させ又は質権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託又は再委任の禁止)

- 第5条 受託者は業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託又は再委任してはならない。

- 2 受託者は、業務の一部を再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ処理する業務の内容及び理由、事業者の名称、取り扱う情報、事業者における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託又は再委任先に対する管理及び監督の方法その他委託者が再委託及び再委任の適否を判断するために必要とする事項を記載した書面により、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定に基づき、受託者が業務の一部を再委託し、又は再委任した場合にあっては、当該再委託先又は再委任先事業者は、この契約に規定する受託者の義務と同様の義務を負うものとし、受託者は、この旨を担保する規定を含む再委託又は再委任契約を締結するものとする。
- 4 第2項の規定に基づき、再委託又は再委任した場合についても、再委託先又は再委任先事業者の如何に関わらず、受託者の義務及び管理者責任は一切の変更がないものとする。

(受託者の従業員に関する受託者の責任)

第6条 受託者は、受託者の管理の下で業務に従事する者による業務上の行為については、一切の責任を負う。

(教育及び研修)

第7条 受託者は、受託者の管理の下で業務に従事する者に対して、この契約の履行に必要な教育及び研修を行わなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受託者(第5条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。)は、口頭、電子データ又は書面に係らず委託者が提供したすべての情報のうち公然と知られていないもの及び業務履行に際し知り得た秘密を目的外の使用、複写若しくは複製をしてはならず、第三者に開示、漏えい又は盗用してはならない。また、委託者の許可を得て複写及び複製した資料についても同様の扱いとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受託者は、成果物を他人に閲覧させ、書写させてはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 受託者は、委託者からの要求又は 履行期間が終了するまでに第1項に規定する秘密を委託者に返却し、又は完全かつ検証可能な状態で廃棄処分しなければならない。なお、委託者の許可を得て複写及び複製した資料についても同様の扱いとする。

(業務の着手及び報告等)

第9条 受託者は、契約締結後速やかに業務に着手し、遅滞なく書面をもってその旨を委託者に通知しなければならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督員)

第10条 委託者は、受託者の業務の履行について自己に代わって指示監督する監督員を定めるときは、その氏名を受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、業務の範囲内において、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 業務の履行について、受託者又は第11条の規定による受託者の管理責任者に対する指示、承諾及び協議。
 - (2) プロジェクト計画書に基づく作業の管理、業務の進捗状況の把握。

(管理責任者)

第11条 受託者は、業務の履行について管理を行う管理責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。

2 管理責任者は、業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第12条における管理責任者等に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(管理責任者等に関する措置請求)

第12条 委託者は、受託者が業務に着手した後に受託者の管理責任者又は受託者の従業員が業務の履行について著しく不相当と認められるときは、その事由を明示して受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(業務従事者の特定)

第13条 受託者は、受託者の管理の下で業務に従事する者の所属及び氏名を記載した名簿を作成し、常備するとともに、書面で委託者に提示しなければならない。

2 受託者は、前項の名簿の記載内容に変更を生じた場合は、その都度、名簿を修正し、書面で委託者に提示しなければならない。

3 受託者の管理の下で業務に従事する者は、当該従事者の身分を証する書類(以下「従事者証」という。)を常時携帯し、委託者から情報の保護又は適正な管理の必要性に基づき要求があったときは、従事者証を提示すること。また、従事者証については、視認しやすい位置に着用すること。

(業務を処理する場所の指定)

第14条 受託者は、委託者が提供する個人情報を取り扱う場合、委託者の指定する場所(以下「作業場所」という。)で行わなければならない。委託者は、作業場所を受託者に無償で供与するものとする。なお、委託者が無償で供与する作業場所以外に受託者が作業場所を準備する場合は、受託者が準備する作業場所に係る費用は業務委託料に含むものとする。

(貸与品の取扱い)

第15条 委託者は、受託者の申出により、業務に必要な物(以下「貸与品」という。)を貸与することができる。

2 受託者は、貸与品については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、又は管理しなければならない。

3 受託者は、成果物の引渡しと併せて、一切の貸与品を返却するものとする。

(業務実施状況の報告)

第16条 受託者は、業務の毎月の実施状況を遅滞なく、書面をもって委託者に報告し、確認を受けなければならない。

2 委託者は、業務の実施状況について、受託者の作業する場所等を立ち入り検査することができる。

(臨機の措置)

第17条 受託者は、業務の履行に当たって事件及び事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、委託者の指示を受け、又は委託者、受託者協議して臨機の措置をとらなければならない。

い。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を遅滞なく委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、事故防止その他業務上特に必要があるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、委託者と受託者とが協議して委託者がそれを負担するものとする。

(仕様書不適合の場合の補正義務)

第18条 受託者の業務の履行が仕様書に適合しない場合、委託者がその補正を要求したときは、受託者は、これに従わなければならない。この場合において、受託者は、委託料の増額又は履行期間の延長を求めることができない。

(仕様書等の変更)

第19条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示を委託者受託者双方の協議のうえに変更することができる。

- 2 前項の場合において、委託者は必要があると認められるときは、委託者受託者双方の協議のうえで行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 委託者は、必要があると認めるときは、委託者受託者双方の協議のうえで行期間の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、委託者は必要があると認められるときは、委託者受託者双方の協議のうえで行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第21条 受託者は、天変地異その他受託者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 履行期間の変更については、委託者受託者双方の協議のうえ書面をもって定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(損失負担)

第22条 受託者は、業務の実施について受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、損害を賠償しなくてはならない。

- 2 受託者は、業務の実施について受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、受託者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責にも帰すべき事由によるときにはその限度において委託者の負担とするものとする。

(検査及び引渡し)

第23条 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく、書面によりその旨を委託者に通知しなけ

ればならない。

- 2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受託者の立会いの上、検査を完了し、その後速やかに当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了及び成果物を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受託者は、業務が第2項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときには、遅滞なく当該補正を行い、委託者の再検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

（かし担保）

- 第24条 委託者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物にかしがあることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの補修を請求し、相当期間内に補修がなされなかった場合には、補修に代え損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受託者が負うべき責任は、第23条の規定による委託者の検査に合格したことをもって免れないものとする。
 - 3 第1項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求の開始は、成果物の引渡し後1年以内に行わなければならない。ただし、成果物の引渡しから実際に利用するまでの期間が1か月以上のものは、対象となる成果物の初回利用開始日より1年以内に行うものとする。
 - 4 第1項の規定は、成果物のかしが仕様書の記載内容、又は委託者の指示等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（業務委託料の支払）

- 第25条 受託者は、第23条の規定による検査に合格したときは、業務委託料の支払いを委託者に請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（引渡し前における成果物の使用）

- 第26条 委託者は、第23条又は第27条の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

（部分引渡し）

- 第27条 成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第23条の「業務」とあるのは「引渡し部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡し部分に係る成果物」と、第25条中「業務委託料」とあるのは、「部分引き渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（履行遅滞・支払い遅延における損害金等）

- 第28条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第27条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7%の割合で計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき事由により、第25条(第27条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(特許権及び著作権等)

第29条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、受託者は委託者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。

3 前項の場合、受託者は、受託者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

4 業務の過程で生じた特許権、実用新案権(特許、実用新案権登録を受ける権利を含み、以下「特許権等」という。)及び著作権についての帰属については、別紙1「特許権及び著作権等に関する取決め」のとおりとする。

(第三者の知的財産権等の保護)

第30条 受託者は、業務の成果物が第三者の知的財産権等を侵害しないよう努めるとともに、受託者の責に帰すべき事由により紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担において解決するものとする。

(委託者の解除権)

第31条 委託者は、受託者がこの契約書に定める各条項に違反した場合若しくは次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 受託者の責めに帰すべき理由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第33条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体において代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び第31条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金及び損害賠償)

第31条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。また、違約金のほか、委託者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 前条第1項の規定による契約の解除によって受託者に損害が生じた場合であっても、委託者は、その損害を賠償する責めを負わない。

4 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金等に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第32条 委託者は、第31条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条第1項第1号(第2号及び第3号を除く。)の刑が確定したとき。

2 前条第1項及び第3項並びに第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(その他の解除権)

第33条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第31条及び第32条の規定によるほか、必要

があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者受託者協議して定める。

(受託者の解除権)

第34条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により仕様書等の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を委託者に請求することができる。

(解除の効果)

第35条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第27条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分(第27条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分業務委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(紛争の解決)

第36条 この契約書について委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、委託者、受託者双方協議の上決定したものに仲裁を依頼し、その裁定に従うものとする。

- 2 前項の紛争解決のために要する費用は、委託者受託者協議して特別の定めをしたものを除き、仲裁の依頼に係るものは委託者受託者折半し、その他のものは委託者受託者それぞれが負担する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認められるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても、同項の委託者受託者間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴訟の提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 4 委託者及び受託者は、この契約に関して相手方に対して損害賠償を要求する場合、この契約の委託料相当額の範囲内で、被った損害を請求するものとする。なお、自己が被った特別損害及び逸失利益については請求することができない。

(補則)

第37条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

(別紙1)

特許権及び著作権等に関する取決め

第1条 委託者、受託者双方は、業務で作成された成果物(パッケージ製品を除く)の全ての著作権を委託者及び受託者が均等に共有することに合意する。

第2条 委託者、受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作者人格権(著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。また、契約書第5条に規定した再委託を行う場合、再委託先に対しても同様に規定する。

第3条 委託者、受託者双方は、成果物を相手方の同意を得ることなく自己の業務のために自由に使用し、複製し、改変等ができるものとする。また、改変したソフトウェアについても同様とする。ただし、契約書第5条に規定した再委託を行う場合、再委託先に対しても同様に規定する。

第4条 委託者、受託者双方は、成果物に関する権利を第三者に許諾又は譲渡する場合は、相手方の同意などを得ることなく行うことができるものとする。また、第三者から徴収した対価については、相手方に配分しないものとする。ただし、契約書第5条に規定した再委託を行う場合、再委託先に対しても同様に規定する。

第5条 受託者は、契約書記載の業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定める。